

# 高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）等の手引き

## 【該当箇所抜粋版】

### まえがき

本手引きは、「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）」及び「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）」（以下「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）等」という。）制度の概要及び事務処理の標準的な手順等について記載したものである。

各都道府県においては、円滑な制度の実施のため、本手引きを参考にしていただくようお願いしたい。

文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム

平成26年5月	
平成27年4月	1次改正
平成28年4月	2次改正
平成29年4月	3次改正
平成30年7月	4次改正
平成31年4月	5次改正
令和2年4月	6次改正
令和2年6月	7次改正
令和3年3月	8次改正

# 第1章 制度の概要について

## (4) 世帯状況の確認方法

### ①道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の確認方法

所得確認の基準は、世帯構成を考慮した基準である当該年度（新入生に対する前倒し給付を実施する場合は、前年度）の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額により判断する。

保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額	0円（非課税）
-------------------------------	---------

- ※ 実際の税額の算定においては、100円未満の端数は切捨てとなり、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が1～99円となることはない。この場合、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額は非課税となるため、課税証明書等の内訳において1～99円と記載されている場合であっても対象となる。
- ※ 生活保護受給証明書の提出がある場合は、別途非課税証明書等は不要
- ※ 家計急変世帯に対する支援を実施する場合は、都道府県において申請者の家計の状況を確認し、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる場合に対象となる。

### ②生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助の措置状況の確認方法

生活保護受給世帯	生活保護法（昭和25年法律144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（ <b>様式2</b> ）により確認 ※ 高校生等本人の個人番号カードの写し又は「生活保護受給証明書」などにより、生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況が確認できる場合には、代用を「可」とする。
道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯	高校生等奨学給付金受給申請書において、生業扶助を受けていない旨を確認

## 3章 都道府県における事務

### (1) 受給資格の認定

都道府県は、保護者等（学校設置者が取りまとめた場合、学校設置者）から高校生等奨学給付金受給申請書（様式1）（以下「受給申請書」という。）と併せて、

①保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が分かる書類（課税証明書・非課税証明書又は個人番号カードの写し等）

※ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生活保護受給証明書の提出がある場合は、別途非課税証明書等は不要

※ 家計急変世帯への支援を行う場合は、家計の状況を確認する書類

②生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助の措置状況がわかる証明書（様式2）

※ 高校生等本人の個人番号カードの写し又は「生活保護受給証明書」などにより、生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況が確認できる場合には、代用を「可」とする。

③高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいることが確認できる書類（健康保険証等の写し等）

※ 参考3「扶養関係パターン」を参照してください。

④在学証明書（様式3） ※ 既存の証明書でも可能

⑤振込口座届（任意）

### (2) 保護者等の所得確認

都道府県は、毎年度高校生等奨学給付金受給申請書に添付された保護者等全員の個人番号カードの写し等又は課税証明書等において所得確認を行う。なお、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助の措置状況を確認するに当たっては、高校生等本人の個人番号カードの写し又は「生活保護受給証明書」などにより確認することも差し支えない。

なお、所得確認事務については、他の事務と同様、学校設置者等にその事務を委託等することができるが、その際には、個人情報取扱に関する保護者や学校設置者の意見、特定個人情報に係る規定等を十分に斟酌した上で、具体的な取扱いを定めることが必要である。